女性活躍推進法

社会福祉法人　京福会　行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに活躍ができる職場環境を目指し
次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2026 年４月１日 ～ 2031 年３月 31 日までの５年間

２．目標と取組内容・実施時期

目標１：計画期間中に女性準職員から正職員への登用を５名以上実現する。

〈取組内容〉

●2026 年４月～ 女性準職員に対して、面談による正職員登用要件を周知する。
●2027 年４月～ 課題と思われる業務上の困難作業や問題を把握する。
●2028 年４月～ 問題となる困難作業や業務の効率化を図っていく。
●2029 年４月～ 登用された職員の効果的なメンタリングを実施する。

目標２： 導入したリフレッシュ休暇の利用促進を図り、仕事への意欲を高め
生産性の向上につなげる。

〈取組内容〉

●2026 年４月～　全職員を対象に積極的なリフレッシュ休暇取得を啓発する。
●2027 年４月～　事業所および部署ごとのリフレッシュ休暇取得率を検証し課題を抽出する。
●2028 年４月～　課題に対する改善策を講じるとともに、評価と検証を行う。
●2029 年４月～　休暇を通じて仕事への意欲を高め、生産性の向上につなげる。